

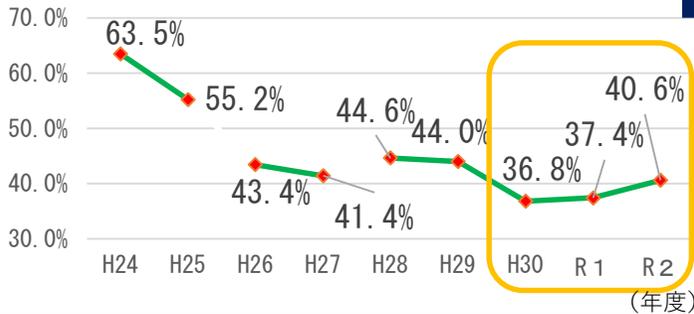
# 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の概要

青少年インターネット環境整備法（平成20年6月18日公布（議員立法）/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行）に基づき、子ども・若者育成支援推進本部が計画を定め、その実施を推進。施策の推進状況、社会情勢等を踏まえ、策定後3年を目途に見直し。

## 法改正後のフィルタリング利用率向上

フィルタリング利用率の向上のため、青少年インターネット環境整備法改正（H30.2施行）

フィルタリング利用率の推移



## 見直しのポイント

### 1 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進

- 事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底  
事業者（携帯電話事業者及び販売代理店）による義務の実施の徹底。
- 製造事業者による利用容易化措置義務及びOS開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底  
製造事業者及びOS開発事業者による義務の実施の徹底（関係団体に対するヒアリング等による義務の履行状況の把握。）。

### 2 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進

- 各学校における、コンピュータ、情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境の整備、これらを適切に活用した学習活動の充実。
- 地域社会、家庭等、社会全体における青少年及び保護者に対する啓発活動の実施・支援。

## 諸情勢の変化

- 情報教育の在り方の変化  
情報モラル教育→情報活用能力（情報モラルを含む。）育成
- インターネット利用者の低年齢化の進展
- 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展
- 容易化されたフィルタリング設定についての更なる周知の必要性
- 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展  
自撮り、インターネット上の誹謗中傷等

### 3 ペアレンタルコントロールによる対応の推進

- ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進  
青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）に関する保護者への普及啓発。
- インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進  
家庭における取組の支援（インターネットの利用長時間化に学習利用等が増えていることを考慮の上、親子で話し合っ規則を作り、定期的に見直すことを周知啓発。）。
- 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発
  - 青少年及び保護者への更なる周知啓発（学校等での啓発やスマートフォン販売現場等における説明、講座の実施等）。
  - 更なるフィルタリング設定の容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組の促進。
- 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む）  
フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組の促進。